

6. 事業内容	本事業は平成 23 年 3 月に開始した事業 1 年次からの 3 年間にわたり、ルソン島北部のヌエバ・ビスカヤ州の 10 村(事業 2 年次までの 8 村に加えて、事業 3 年次は新規 2 村を追加)を対象とし、約 100 世帯の貧困農家を受益者として有機農法技術の普及および有機農産物の流通を支援する。これにより、貧困農家の農業収入向上に寄与し、長期的には貧困削減に繋げることを目的としている。ヌエバ・ビスカヤ州に位置する事業対象地域は中山間地で、多くの農民は 0.5 ヘクタール未満の狭い土地で生産活動を行っている。傾斜地での耕作は生産性が低い上、仲買人や高利貸しからの借金に依存し、農産物は仲買人に低い価格で買い取られている。収入は借金の返済に充てられ、家計はひっ迫している。日雇労働などの収入で補っているが、安定した収入には繋がらず、多くの農民は風が吹き込み台風等で被害を受けやすいあばら家で生活している。インフラは整っておらず、幹線道路まで徒歩で数時間もかかる場所に畑を持つ者も多い。農作物の販路を農民自身が開拓するのは難しく、貧困状態から脱却できない状況にあった。このような現地の状況を受け、平成 23 年度は灌漑等インフラを整備し、有機農法に係る技術研修を実施して生産基盤を整え、平成 24 年度では仲買人への依存を断ち切るために都市部で販路を開拓し、参加型有機認証制度を構築し、さらに、先進農家を統合して生産・販売者組織を立ち上げた。平成 25 年度は、事業終了後に同生産・販売者組織が自立して運営を続けていくために必要な組織の基盤整備・強化を行い、農産物の供給量と質の安定化を図りつつ本格的なマーケティング活動を展開する。また、本事業は、フィリピン国別援助方針の重点分野(中目標)である「脆弱性の克服と生活・生産基盤の安定」に沿うものであり、開発課題 2-2(小目標)「食糧安全保障」における対応方針「ポストハーベスト加工・流通過程の改善・近代化」や「アグリビジネス等を支援」にも一致している。具体的な事業内容は以下のとおりである。
(ア) 生産・販売者組織の強化(対象となる農家は、同組織に登録した農民メンバー 40 世帯)	平成 24 年度に設立した有機農産物の流通・販売を行う生産・販売者組織につき、①各地域でリーダーとしての役割を担う農民メンバー¹を現在の 20 世帯から 40 世帯以上に増やし、育成する。さらに、②同組織が事業終了後自立するために必要なビジネス計画や運用マニュアルを整備し、栽培計画や買付け方法等を改善すべく指導を行う。
(イ) 事業対象地における農家の有機農業技術に係る能力向上(対象となる農家は 10 村で合計 60 世帯)	日比の専門家を活用して、上記(ア)で育成した 40 世帯を指導者として活用しながら、既存 8 村および新規 2 村において<u>少なくとも 60 世帯の農家に対して、有機農法技術習得及び向上のための研修を実施・継続して能力向上を図る。</u>
(ウ) 参加型有機認証制度実行委員、認証委員の能力向上	参加型有機認証制度の各委員会を率いる 4 機関(下記(オ)を参照)を対象に、引き続き認証制度の向上を目指した支援を継続する。農場検査員の認定には筆記試験等を課し、検査の質を保持するシステムも確立する。
(エ) 販路の拡大と販促活動の展開	(ア)、(イ)で対象とする農家 100 世帯が生産する有機農産物の販路を拡大すべく、生産・販売者組織は現在週 1 回行っている週次販売²の頻度を、平成 25 年度には週 2 回以上に増やし、常連顧客を中心に個別宅配を開始する。有機高原野菜の競合が少ないルソン島北部の都市においてもマーケット開拓を行う。
(オ) 持続的な支援体制構築に向けた中央政府、地方自治体、関連機関との連携	有機認証制度確立・運用においては農業省、貿易産業省、州政府の農業課やヌエバ・ビスカヤ州立大学という 4 機関がそれぞれ小委員会を率いており、文字通り連携して認証活動を実施している。また、これら機関は上記生産・販売者組織のアドバイザーとして活動に協力している。平成 25 年度も州政府や各行政機関との連携を継続、より強化していく。また、平成 23 年度に造成した灌漑設備の維持・管理等においても引き続き連携していく。

¹ 農民メンバーは以下すべての基準を満たす必要がある：①上記 6 (ウ) の有機認証検査に合格した者、②週次朝市に最低 6 週連続で出荷した実績を持つこと、③週次朝市への出荷を 1 ヶ月以上無断で停止した経歴がないこと。

² 本事業ではスーパーへの卸等は行わず、週次販売、個別宅配に注力する。現在実施している週次販売では全て売り切れる程販売が好調であること、スーパーへの卸しの場合安価で買い叩かれ、貧困農民への利幅が非常に少なくなってしまうことがその理由である。

7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など	①これまでの事業における成果(実施した事業内容とその具体的成果) 上位目標である「ヌエバ・ビスカヤ州の有機・減農薬農産物生産者の生計向上」の3カ年での達成に向けて、平成 23 年度は主にインフラ等生産基盤の整備と生産技術強化を実施した。生産基盤整備の一環として実施された灌漑設備の拡充により、240 世帯が新たに灌漑用水へのアクセスを得た。また、参加型有機認証システムを確立し、対象農民は同認証システムの認定検査に合格すれば無償で有機認証を受けられるようにした。また、農業省など政府関連機関の実施する有機農業支援事業に対象地域の 57 世帯の農家を紹介し、フィリピン国内の有機農業振興補助金制度の活用・受給に協力・貢献した。平成 24 年度では、ヌエバ・ビスカヤ州の 8 村で過去の事業により環境保全型農法を習得した農家 64 世帯を対象として有機・減農薬野菜の生産技術にかかる研修を実施した。同 64 世帯の対象農家の中から選定基準(脚注 1 参照)に合格した農民をメンバーとして生産・販売者組織を立ち上げ、同組織が中心となって農業省等関連機関の協力を得て週次販売やイベント等のマーケティング活動を実施した。同組織の設立式典には州知事、農業省、貿易産業省など政府組織、当団体が活動を行う町の町長、村長に加え、フィリピンで全国的に知られる環境活動家の女優が出席し、全国紙やテレビでも取り上げられるなど大きな注目を集めた。また組織化することで Crop Programming と呼ばれる農家間の栽培計画の調整も可能となり、同一農産物の過剰供給による売れ残りも防止できている。 対象農民への聞き取り調査では、「本事業開始前は天水農業を行っていたが、灌漑施設の整備によって乾期にも野菜を栽培できるようになった。」、「ビニールハウスによって雨に弱いトマトやキュウリを雨期にも生産できるようになり、高値で売れるようになった。」等、これらインフラの整備により価格競争力の向上を実感している。さらに、「農民市場開催等により有機野菜を売ることによって追加的な収入が増えつつある。」、「フィリピンにおける既存の有機認証(第 3 者認証)は非常に高価であり、私たちのような貧しい農民には到底手が届かないと思っていたが、このプロジェクトのお陰で有機認定農家として世間に認めてもらえることができた。」等の声が聞かれるようになっている。このように、本事業の実施を通じたインフラの整備や有機農法に係る技術研修は、対象農家の能力向上に貢献し、マーケティング支援活動は生計向上の一助となっている。また、有機認証制度の確立と認定証の供与により、対象農家は有機農家としての自信をつけ始めている。なお以前は第 3 者認証のみが「有機」として正式に認証されていたが、有機農業法改正により、現在はこの参加型有機認証が第 2 者有機認証として正式に認められている。 ②これまでの事業を通じての課題・問題点 事業終了後も対象農家が持続的に生計を向上させていくためには、生産・販売者組織が農民から適正な価格(現行の仲買人の買い取り価格のおよそ 1.5～2 倍)で農産物を買取って販売できる仕組みを構築することが不可欠である。このような仕組み作りのためには、生産・販売者組織の基盤整備・強化に加え、有機農産物の生産量の安定化と品質のさらなる向上、生産コストに比して適正な価格で取引可能な流通経路・マーケットのさらなる開拓が必要である。また、有機認定農家の増加を目指す一方で、安易に認証を与えることで事業の信頼に傷がつかないように配慮する必要がある。 ③上記②に対する今後の対応策 平成 25 年度は、有機農産物の生産量の安定化と品質のさらなる向上のため、事業終了までに既存 8 村、新規 2 村にて生産・販売者組織メンバーを現在の 2 倍以上に増やし、認証取得農家を事業終了時までに 40 に拡大する。これにより、品質を落とさずに有機農産物の販売量を現在のおよそ 3 倍(毎月最低 3 トン)に増やす計画である。このために、対象農民に対して生産調整や生産技術に関する研修および、通常の市場より高価で取引できる市場の開拓を継続・強化する。有機認証検査の質を改良してさらに品質と信頼性の向上を図るために、認定基準・水準の確保のために農場検査員の質の向上を目指した認定試験等も導入する。生産・販売者組織メンバーが本認証検査に合格することが、村内でのステータス獲得にも繋がり、他の農民が追随していきたいと思える素養を構築し、より多くの農民の生計向上に繋げたい。将来的には上位目標を達成することで、貧困農民が高利貸しに頼らず、有機農業収入で自立できるよう、尽力したい。
--------------------------------	---